

科研費応募に当たっての留意点等について

I 「科学研究費補助金研究者名簿」について

【背景等】

文部科学省では、科学研究費補助金の応募資格者について、毎年度「科学研究費補助金研究者名簿」(以下「研究者名簿」という。)を作成しています。

研究者名簿については、近年科研費の「応募資格」の取扱いを変更したこと等を踏まえ、それ以前とは取扱いを大きく変更しています(変更の一例は下記参照)。

《従来(数年前まで)》

△応募書類提出時に研究者名簿に新規登録することも可能。

△研究分担者は必ずしも研究者名簿に登録されている必要はなかった。

△所属機関は1機関のみ登録可能。
(「応募」、「補助金の交付を受けること」は、1機関でのみ可能)

△A機関で科研費の交付内定を受けた者が異動し、B機関で交付決定を受けた場合は、研究者名簿も自動的にB機関に所属が変更された。

《現行》

○所定の期間に研究者名簿に登録されていない場合は、応募できない。

○研究分担者も研究者名簿に登録されている必要(応募資格を満たしている必要)がある。

○所属機関は複数の機関で登録可能。
(複数機関で、「応募」、「補助金の交付を受けること」が可能)

○A機関で科研費の交付内定を受けた者が異動し、B機関で交付決定を受けたとしても、B機関で再度応募資格の確認を行い、研究者名簿登録のための手続きを行う必要がある。

【手続きの重要性】

★研究者名簿への登録は科研費応募に向けた最初のステップとして位置づけられるものであり、かつ、その手続きが適切に行われないと応募ができなくなる手続きであるため、各研究機関におかれても取扱いの重要性を再確認いただく必要があります。

(要確認事項)

- ⇒ 応募資格の確認は、研究者ではなく「研究機関」が行うもの(研究者が主張してもダメ)であること。
- ⇒ 併せて、研究者名簿への登録手続きは、研究者ではなく「研究機関」が主体となって行うものであること。裏返すと、研究機関による手続きが適切に行われない場合、応募を制限してしまう可能性があること。

★現実に、応募書類の受付時期になって「研究者名簿への登録を失念していたのでなんとかしてほしい。」といったお電話をいただくケースもありますが、当方も「残念ですが対応いたしかねます。」としか回答できません。

★科研費の場合、応募時期は基本的に各年度1回であり、手続きモレ等によって研究者がその機会を逸してしまうようなことは当方としても本意ではありません。

(平成19年度科学研究費補助金公募要領より抜粋)

1 各研究種目に共通するルール

(1) 応募資格

① 応募資格

応募資格は、次のア～エ)のすべての要件を満たすことです。また、応募時点においてこれら4つの要件をすべて満たしていることが所属する研究機関において確認されていることが必要です。

<研究者に係る要件>

ア) 研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること(有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。)

イ) 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること(研究の補助は除く。)

<研究機関に係る要件>

ウ) 補助金が交付された場合に、その研究活動を、当該研究機関の活動として行わせること

エ) 補助金が交付された場合に、機関として補助金の管理を行うこと

④ 研究者名簿への登録

既に研究者番号を有する研究者であっても、平成19年度科学研究費補助金に応募するためには、平成18年10月20日までに、応募しようとする研究機関がとりまとめる研究者名簿に登録されていなければなりません。平成18年9月2日から11月16日(応募書類提出期限)までの採用・異動予定者についても同様に、当該研究者名簿に登録されていなければなりません。

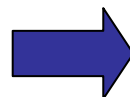
【ケーススタディ】

★研究者名簿の登録は、学術研究助成課長名の依頼文書により年間3回ほどとり行っており、毎回必要に応じ「登録」、「変更」を行っていただければよいこととなります。

しかしながら、以下の諸点に関しては各機関において特に認識を深めてもらう必要があります。

《ケース1》

▲新たに採用した研究者が研究者名簿に登録されていないのに、新規登録を失念してしまった。



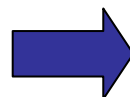
新規登録がなされなかった当該研究者については、科研費の応募ができない。

〔想定される事象〕

- ◆研究機関において該当者の把握が不十分、あるいは、単なる連絡ミス。
- ◆部局、人事担当部署と研究者名簿担当セクション間での連絡が不十分。

《ケース2》

▲A機関で研究者名簿に登録されていた研究者をB機関で新たに採用した。A機関では「転出」の手続きが行われていたが、B機関において「転入」の手続きを失念してしまった。



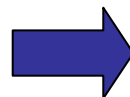
当該研究者については、B機関において科研費の応募ができない。
他機関で研究者名簿に登録されていた者であっても、新たな機関において「応募資格」を確認し所要の手続き(この場合は「転入」。)を行う必要がある。

〔想定される事象〕

- ◆A研究機関で既に登録されていたことにより、B研究機関では手続き不要と誤解。
- ◆部局、人事担当部署と研究者名簿担当セクション間での連絡が不十分。

《ケース3》

▲A機関で研究者名簿に登録され科研費の研究を行っている研究者が、B機関においても科研費による研究を希望しているのに、B機関で、(勤務の態様等に照らし応募資格を有する者でありながら、)「追加」の手続きを行わなかった。



当該研究者については、B機関において科研費の応募ができない。

他機関で研究者名簿に登録されている者であっても、機関ごとに「応募資格」を確認し所要の手続き(この場合は「追加」。)を行う必要がある。

〔想定される事象〕

- ◆A研究機関で既に登録されていたことにより、B研究機関では手続き不要と誤解。
- ◆複数機関で研究者名簿登録を行う場合の手続きに対する認識が不十分。
- ◆部局、人事担当部署と研究者名簿担当セクション間での連絡が不十分。

《ケース4》

▲平成19年度科研費の公募に際し、新たに採用した研究者を研究者名簿に登録する手続きを行った。
ところが、生年月日記入に当たり、生年を「昭和47年」と記入するべきところ、誤って「昭和37年」と記入してしまった。



当該研究者については、平成19年度に若手研究(A・B)への応募ができない。

研究者名簿は、誤った情報で登録されることを想定していないため、このような場合には応募できない事態が生じる。

万一、過去に登録した情報について登録誤りを発見した場合は、研究者名簿の登録時期に「記載事項の変更」を行う必要がある。

〔想定される事象〕

- ◆制度の変遷とは関係ない単純ミス。
- ◆部局、人事担当部署と研究者名簿担当セクション間での連絡が不十分。

【まとめ】

- ★科研費に関する業務のうち、「応募ルール(公募要領)」に基づく応募と「研究者名簿の登録・変更」が一連のものとして認識されるよう、各研究機関において周知を徹底いただきたいこと。
- ★各研究機関において、部局と研究者名簿担当セクション間、人事担当部署と研究者名簿担当セクション間での連絡が十分行われるよう、各研究機関において周知を徹底いただきたいこと。
- ★他の研究機関からの転入者については、転入後にあらためて応募資格の確認を行い、研究者名簿登録上必要な手続きを行うこと。

等、**研究者名簿の重要性について、各研究機関内で再度徹底いただくようお願いいたします。**

【その他】

★准教授、助教に係る手続き

「学校教育法の一部を改正する法律」の施行を受け、職が「准教授」、「助教」となった研究者の研究者名簿への登録等については、**後日(平成19年5月下旬頃)依頼を発出する予定**ですので、必要に応じ「記載事項の変更」を行って下さい。(職名の番号は追加(「27 准教授」及び「28 助教」)しております。)

★研究者名簿の電子情報化

最近、研究機関から、「**研究者名簿登録状況の把握を確実にするため、可能であれば電子データで提供してほしい。**」という要望が多く寄せられております。こうした要望を踏まえ、現在、各研究機関事務担当者が当該研究機関分の研究者名簿情報を電子ファイルでダウンロード出来るよう準備を進めているところです。

ただし、ダウンロード後に名簿の内容を勝手に改ざんするようなことがあると、登録情報の正確性・信頼性が失われますので、各研究機関において十分注意して取り扱われるようよろしくお願いします。

Ⅱ 平成19年度科学研究費補助金「特別研究促進費(年複数回応募の試行)」について

★制度の趣旨

前年の11月の応募書類の受付後、応募資格を得た者及び平成18年度に育児休業等を取得していたため、前年11月に応募できなかった者が行う研究であって、速やかに研究を開始することが望まれる研究計画に対して、研究費の支援を行う。年複数回応募の試行として2年目を迎える。

★公募対象の研究(前年度の応募状況を踏まえ変更)

一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的・先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画を対象とする。

応募金額及び研究期間は、基盤研究(C)相当(総額500万円、2～4年)で設定。

今回、「若手研究相当」は設定していないが、若手研究相当の研究課題(37歳以下の研究者が1人で行う研究課題)については、審査の際配慮することとしている。

採択された場合の補助金は、1年度目は「特別研究促進費」として研究費を措置し、2年度目以降は、「基盤研究(C)」として研究費を措置する。2年度目以降は間接経費も措置。

★主なスケジュール

平成19年2月28日	公募開始
4月16日	研究者名簿登録締切
5月18日	応募書類提出締切
8月中旬	交付内定

★各研究機関において応募予定者がある場合には、既に準備が進んでいるものと思われませんが、応募書類の確認、機関における承認等の諸手続きをよろしくお願いいたします。